

居宅介護支援重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人概要）

法人名（事業者名）	社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
主たる事務所所在地	富士市本市場 4 3 2 - 1
代表者（職名・氏名）	会長 渡邊 泰明
設 立 年 月 日	昭和 4 1 年 1 1 月 1 日
電 話 番 号	0 5 4 5 - 6 4 - 6 6 0 0

2. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 富士市社会福祉協議会	
所在地	富士市本市場 4 3 2 - 1 フィランセ東館 2 階	
提供サービス及び 介護保険事業所番号	居宅介護支援	2 2 7 2 3 0 0 0 6 8
管理者及び連絡先	小川 由美子	0 5 4 5 - 6 6 - 3 2 6 0
サービス提供地域	富士市内	

3. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービスの種類、業務	人 員
管 理 者 (主任介護支援専門員)	事業の適切な管理運営	1 名
介 護 支 援 専 門 員	居宅サービス計画(ケアプラン)の作成 と適正なサービス提供及び給付管理	3 名以上
事 務 担 当 者	介護保険の請求等事務全般	1 名以上

4. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで 但し、祝祭日と 1 2 月 2 9 日～ 1 月 3 日を除きます。
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分

5. 事業の目的

事業所は介護保険法令に基づく人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

6. 運営方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス及び保健医療サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行いま

す。併せて、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

7. サービスの内容

- (1) 居宅介護支援の提供にあたっては、公正中立の立場で行います。公正中立性の確保について、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画書総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画書の総数、及びそのうち同一事業所が運営している上記居宅サービスを位置付けた割合は別紙のとおりです。

〔期間〕☐令和 年 3 月 ~ 令和 年 8 月

☐令和 年 9 月 ~ 令和 年 2 月

- (2) 利用者は、居宅サービス計画書に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介と選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- (4) 利用者が入院した場合は、医療機関と連携し退院後在宅生活にスムーズに移行できるよう支援します。そのため入院時には担当介護支援専門員の氏名を入院先に提供してください。
- (5) 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 事業所は、24時間の連絡体制を確保しています。必要に応じ利用者の相談に対応します。
- (7) 居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (8) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定、区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- (9) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。
- (10) 事業者は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。
- (11) 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、静岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

8. 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、基本的には利用者の自己負担はありません。
- (2) 但し、利用者の介護保険料の滞納等により、介護保険証に支払方法変更の記載がある時は居宅介護支援に関する利用料金全額の支払いが生じる場合があります。

9. 相談窓口 苦情申立窓口の体制

8時30分から17時15分までは、事業所内に設置し、事業所の職員が相談・苦情等の対応にあたります。

上記時間以外は転送となり、24時間受け付けとなっています。

苦情の申し出又は相談があった場合には、社会福祉法人富士市社会福祉協議会苦情取扱要綱に定める手順に従い、迅速かつ丁寧に行います。

苦情申立窓口

利用者相談窓口	所在地	富士市本市場４３２－１ フィランセ東館２階
	電話番号	０５４５－６６－３２６０
介護保険課	所在地	富士市永田町１－１００
	電話番号	０５４５－５５－２７６７
福祉総務課 福祉指導室	所在地	富士市永田町１－１００
	電話番号	０５４５－５５－２８６３
静岡県国民健康保 険団体連合会	所在地	静岡市葵区春日２－４－３４
	電話番号	０５４－２５３－５５９０

富士市介護保険課は介護保険制度全般に関すること、福祉指導室は事業者指導に関することについての問い合わせ・相談に対応しています。

１０．事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

１１．業務継続計画（ＢＣＰ）の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための必要な措置を講じます。

①業務継続計画（ＢＣＰ）に関する責任者を選定しています。責任者：小川由美子

②従業員に対する感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施・再開するための計画等の策定をし、研修及び訓練を実施しています。

１２．感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延防止に関する責任者を選定しています。

責任者：小川由美子

②従業員に対する感染症の予防及びまん延防止を啓発・普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を実施しています。

１３．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：小川由美子

②成年後見制度の利用を支援します。

③従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を実施しています。

④居宅介護支援の提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１４．身体拘束等の適正化の推進について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

15. ハラスメント行為防止について

適切な居宅介護支援の提供を確保するために、ハラスメント行為への対策を講じます。

16. 秘密保持の遵守、個人情報の使用について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者の個人情報について「個人の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、他事業所等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を利用しません。

17. その他

職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは遠慮させていただきます。

18. 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

事業者は、重要事項説明書に基づき、居宅介護支援事業について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

説明者

私(利用者)は、重要事項説明書に基づき居宅介護支援事業の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

〈利用者〉

〈家族の代表〉

〈代理人〉



〈本人との続柄〉